

経営革新計画を実行中の事業者の皆様へ

(令和3年4月1日から令和4年6月30日までに承認)



埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金 (第2回追加公募)



県では、ウィズコロナ・ポストコロナに向けた経済社会の変化に対応するため、国の事業再構築補助金の規模に満たない事業再構築として、**デジタル技術を活用した経営革新計画の実行に必要な費用を補助**しています。この度、一部の要件を緩和し、追加公募を行います。

公募期間

令和4年7月25日(月)～9月30日(金)

対象：令和3年4月1日～令和4年6月30日において経営革新計画の承認を受けた事業者

- 補助金交付決定を受けた場合には、令和5年2月17日まで(又は事業終了後30日以内)に実績報告書の提出が必要です。

《御参考・第3回公募の予定》

・当初の御案内のとおり10月中旬頃の公募を予定しています。

対象：令和4年4月1日～令和4年9月30日において経営革新計画の承認を受けた方

- 補助金交付決定を受けた場合には、令和5年3月31日まで(又は事業終了後30日以内)に実績報告書の提出が必要です。

補助率補助額

- 補助率：補助対象経費の2分の1
- 補助額：上限150万円(ただし、補助対象事業費は100万円以上とする。)

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、その他経営革新計画事業において必要と認める経費

※補助金交付申請時に支払が完了しているものは対象外です。

《今回から変更になった点》

承認された経営革新計画の申請書別表4(革新設備投資資金又は革新運転資金)に記載されている経費の他、経営革新計画の事業計画書にデジタル技術を活用する事業の実施が計画されていれば、別表4に記載がない経費についても補助対象経費になります。

その場合は、事業計画書の該当箇所に下線を引く・枠で囲うなど、どこに記載があるのか明確にしてください。

《補助対象経費の例 -建物費・機械装置-》

汎用的に使用できる事務所建築費やデジタル技術によらない機械装置(大型冷凍庫)などであっても、デジタル技術を活用した経営革新計画の実行において必要な経費であれば補助対象経費になります。

例えば、サーバーを設置する場所がないため、新事務所を建築する場合や、モバイル端末から発注できる宅配サービスを実施するため、在庫保管のための大型冷凍庫を設置する場合などがあります。

※ただし、補助金の審査において、デジタル化に係る経費の方が配点が高くなります。

公募における留意事項等

こんな方は是非ご利用ください

- 経営革新計画に基づくデジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発費用を確保したい！
- 新型コロナの影響でデジタル技術を活用する金銭的な余裕がない…
- 費用補助があるなら、諦めていた、中断していたデジタル技術の活用を再開してみたい！

対象者

以下のすべての要件に該当する方※その他の要件等は、県ホームページ掲載の公募要領等をご確認ください。

- ① 埼玉県内に登記簿上の本店(個人事業主は住民票上の住所地)及び主たる事業所を有すること
- ② 組合の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること
- ③ 埼玉県から該当の期間(「公募期間」参照)における経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けている者で、その承認を受けた計画に基づき、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発、効率化による生産性向上、販売促進等を行う中小企業等
- ④ 令和2年4月以降の任意の3か月の合計売上高が、令和2年3月以前の3か月の合計売上高より10%以上減少していること
- ⑤ 補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること

留意事項

- 交付決定後に補助対象経費が100万円未満となる場合は、補助金は全額支払われません。
- 補助を受けようとする対象経費について、国等の他の補助金との重複利用は認められません。
- 補助金交付決定を受けた方は、所定の期間(「公募期間」参照)までに実績報告書の提出が必要です。
- 補助金は、補助事業終了後の確定検査を経ないと交付できないため、補助事業期間中は、自己資金で事業を遂行する必要があります。

補助金申請の流れ

- ① 県のホームページにアクセスして、補助金公募要領・申請様式等をダウンロードしていただきます。

ホームページは以下URLもしくは、右の二次元コードを読み取りの上、御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/2021jigyousaikouchiku.html>



- ② 要綱・要領を確認の上、補助金交付申請書等を作成するとともに、必要な添付書類と併せてお近くの商工会・商工会議所に提出(電子メール、郵送等)となります。

申請先・問合せ先

お近くの商工会議所・商工会へお問い合わせください。
(県のホームページからもご確認いただけます)



埼玉県マスコット
さいたまっち&コバトン